

議会全員協議会資料

神奈川県西部地震及び台風第 10 号
による大雨の被害状況等について

令和 6 年 9 月 18 日（水）

総 務 課

神奈川県西部地震による被害状況等について

令和6年8月25日現在

1 地震の概要

(1) 発生日時 令和6年8月9日(金) 19:57

(2) 震源地(震源の深さ)及び地震の規模

- ・震源地：神奈川県西部(北緯 35.4 度、東経 139.2 度)
南海トラフ地震想定震源域の外で発生
- ・震源の深さ：10 km
- ・地震の規模(マグニチュード)：5.3

(3) 各地の震度(震度5弱以上) 震度5弱

清川村、厚木市、中井町、松田町

(4) 余震 8月14日(水) 震度3・15日(木) 震度3・16日(金) 震度1

【8月8日(木)】16:43 日向灘を震源とするマグニチュード7.1地震が発生

19:15 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表

2 人的被害：被害情報なし

3 物的被害：10日(土)以降に確認された事案

- | | |
|------------------------|----|
| ① 一般住宅 壁などのひび | 5件 |
| ② 一般住宅 瓦屋根の一部破損 | 1件 |
| ③ 一般住宅 庭に一部地割れ | 1件 |
| ④ 施設 壁紙亀裂 | 1件 |
| ⑤ 田んぼ 一部破損 | 1件 |
| ⑥ 汚水マンホール周辺の路盤にひび | 1件 |
| ⑦ 八幡神社 石碑倒れ、石塔・こま犬一部破損 | 1件 |
| ⑧ お寺 墓石のずれ等 | 1件 |
| ⑨ お墓 墓石一部破損等 | 2件 |

【公共施設】

- | |
|----------------------------|
| ⑩ 緑小学校 体育館横ボード一部破損、東校舎一部破損 |
| ⑪ 緑中学校 新校舎ジョイント部破損 |
| ⑫ せせらぎ館 みどりホール天井一部破損 |
| ⑬ 住民センター集会室 天井一部破損 |
| ⑭ 清川分署 壁コーティングの塗装ひび等 |

4 災害対策本部の設置

8月9日(金) 20:30 災害対策本部設置

20:40 災害対策本部会議(第1回)

- ・施設等の被害状況確認

22:45 災害対策本部会議(第2回)

- ・施設等の被害状況報告

→公共施設等異常なし

23:05 災害対策本部解散

5 その他関連情報：道路、河川、水道 被害情報なし

以 上

令和6年台風第10号による大雨の被害状況等について

令和6年9月2日現在

1 気象の概況

8月22日にマリアナ諸島で発生した台風第10号は、日本付近で動きが遅くなり、県内では台風が九州付近にあった8月29日朝から雨が降り始め、29日の昼過ぎから雨が強まった。

動きの遅い台風や太平洋高気圧の縁を回る暖かく湿った空気の影響が長く続き、所々で1時間降水量が50mm前後に達し、丹沢湖では1時間に80mmを超える猛烈な雨を観測した。

清川村の雨量は、8月29日(木)に215.0mm、8月30日(金)に260.5mm、2日間で475.5mmの雨量が観測され、また、1時間当たりの最大雨量は、29日(木)23時で51.0mmを観測されました。

2 人的被害：被害情報なし

3 物的被害

- ① 土砂崩れあり。村道通行止め。(谷太郎地区)、物置にかかる。(金翅地区)
- ② 雨水流出あり。側溝等あふれる(尾崎地区、寺家谷戸地区)
- ③ 土砂等流出あり。村道(片原地区)、[下水浄化センター、宮ヶ瀬浄水場]
- ④ のり面の崩落あり。(荒井地区)
- ⑤ 石積みが崩れる。(曲師宿地区)
- ⑥ 林道の通行止め。[谷太郎林道、法論堂林道、唐沢林道]

4 警報・注意報、土砂災害警戒情報の発表状況

8月29日(木)	10:17	大雨注意報	発表
	18:10	大雨警報(土砂災害)	発令
	18:22	洪水注意報	発表
	23:25	<u>土砂災害警戒情報【レベル4：避難指示】</u> 発令	
8月30日(金)	0:21	大雨警報(浸水害)	発令
	18:28	大雨警報(浸水害)	解除
8月31日(土)	5:16	洪水注意報	解除
9月1日(日)	23:10	<u>土砂災害警戒情報</u> 解除	
9月2日(月)	5:50	大雨警報(土砂災害)	解除
	4:04	大雨注意報	解除

5 災害対策本部の設置

8月29日(木)	15:30	災害対策連絡会議
		・台風第10号に関する情報共有
	18:45	災害対策本部設置
		災害対策本部会議(第1回)
		・施設等の被害状況確認
	23:20	災害対策本部会議(第2回)
		・施設等の被害状況報告

8月30日(金) 4:20 災害対策本部会議(第3回)
・村内安全確認終了(消防団体制縮小)

17:15 災害対策本部会議(第4回)
・被害状況等確認

9月2日(月) 5:50 災害対策本部解散

6 避難所の開設

8月29日(木) 16:00 自主避難所開設
18:10 避難所開設 【レベル3:高齢者等避難】
23:55~ 9世帯23人避難

8月30日(金) ~11:30 8世帯22人退館

8月31日(土) 8:15 1世帯1人退館 避難者0人
18:24 1世帯2人避難

9月1日(日) 5:34 1世帯2人退館 避難者0人

9月2日(月) 5:50 避難所閉鎖

7 その他関連情報

○停電・・・8月30日(金) 6:30 停電(6:33一部復旧)
金翅沖、清水ヶ丘 停電継続
8:48 全域(煤ヶ谷地区)で復旧

【原因】厚木市七沢地区での土砂流出による電柱の傾き及び樹木の接触。

8月31日(土) 17:22 停電(17:55 全域(煤ヶ谷地区)復旧)

【原因】樹木の接触。

○雨量・・・別添のとおり(8月26日~9月3日)

以 上

清川村の雨量について

R6. 9. 3 現在

日 付	雨量(mm)	計	備 考
R6. 8. 26(月)	3.0	3.0	
R6. 8. 27(火)	35.0	35.0	大雨、洪水警報 札 掛 184.0
R6. 8. 28(水)	9.0	44.0	札 掛 22.0
R6. 8. 29(木)	215.0	259.0	大雨警報(土砂災害) 土砂災害警戒情報 札 掛 260.0
R6. 8. 30(金)	260.5	519.5	大雨警報(土砂災害・浸水害) 土砂災害警戒情報 札 掛 159.0
R6. 8. 31(土)	51.0	570.5	大雨警報(土砂災害) 土砂災害警戒情報 札 掛 110.0
R6. 9. 1(日)	45.0	615.5	大雨警報(土砂災害) 土砂災害警戒情報 札 掛 23.0
R6. 9. 2(月)	0.0	615.5	大雨警報(土砂災害) 札 掛 0.0
R6. 9. 3(火)	18.5	634.0	札 掛 7.0

○ 1 時間当りの最大雨量

- ・ 清川村 8. 29(木) 23:00 51.0
- ・ 札掛 8. 29(木) 18:00 62.0

- * 大雨警報(土砂災害) 【発令】 8月29日(木) 18:10
- * 土砂災害警戒情報 【発令】 8月29日(木) 23:25
- * 大雨警報(浸水害) 【発令】 8月30日(金) 0:21
- * 大雨警報(浸水害) 【解除】 8月30日(金) 18:28
- * 土砂災害警戒情報 【解除】 9月 1日(日) 23:10
- * 大雨警報(土砂災害) 【解除】 9月 2日(月) 5:50

議会全員協議会資料

令和6年人事院勧告について

令和6年9月18日（水）

総 務 課

令和6年 人事院勧告の概要と本村の対応について

＜令和6年 人事院勧告の概要＞

～令和6年4月実施～

月例給を引上げ

○民間給与との差（2.76％）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を中心に引上げ

ボーナスを引上げ

○ボーナスを引上げ（0.10月分）、年間支給月数を4.60月とし、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に（0.05月分ずつ）均等に配分

～令和7年4月実施～

地域手当の見直し

扶養手当の見直し など

《令和6年4月実施分の本村の対応について》

1. 給与改定の内容

（1）月例給の引上げ

○ 給料表

・初任給…大卒初任給を23,800円、高卒初任給を21,400円引上げる。

（2）ボーナスの引上げ

○期末手当及び勤勉手当の引上げ（0.10月）

○期末・勤勉手当支給率

国の支給率（年間支給月数）…4.50月→4.60月

村の支給率（年間支給月数）…4.50月→4.60月

年度	手当	6月期	12月期	合計
6年度	期末手当	1.225月（支給済）	1.275月（現行1.225月）	4.60月（現行：4.50月）
	勤勉手当	1.025月（支給済）	1.075月（現行1.025月）	
7年度 以降	期末手当	1.25月	1.25月	4.60月
	勤勉手当	1.05月	1.05月	

（3）実施時期

給料…令和6年4月1日

期末・勤勉手当…条例の公布日

（4）給与改定に伴う影響額

13,000千円の増額（概算見込）

2. 最近の人事院勧告に伴う給与改定の状況（期末・勤勉手当）

	議員	特別職	一般職	期末・勤勉手当 (前年度との差)
	期末手当	期末手当	期末・勤勉手当	
平成 18 年度	4. 45	4. 45	4. 45	—
平成 19 年度	4. 50	4. 50	4. 50	0. 05
平成 20 年度	4. 50	4. 50	4. 50	—
平成 21 年度	4. 50	4. 15	4. 15	△0. 35
平成 22 年度	4. 50	3. 95	3. 95	△0. 20
平成 23 年度	4. 50	3. 95	3. 95	—
平成 24 年度	4. 50	3. 95	3. 95	—
平成 25 年度	4. 50	3. 95	3. 95	—
平成 26 年度	4. 50	4. 10	4. 10	0. 15
平成 27 年度	4. 60	4. 20	4. 20	0. 10
平成 28 年度	4. 70	4. 30	4. 30	0. 10
平成 29 年度	4. 80	4. 40	4. 40	0. 10
平成 30 年度	4. 85	4. 45	4. 45	0. 05
令和元年度	4. 90	4. 50	4. 50	0. 05
令和 2 年度	4. 85	4. 45	4. 45	△0. 05
令和 3 年度	4. 70	4. 30	4. 30	△0. 15
令和 4 年度	4. 70	4. 40	4. 40	0. 10
令和 5 年度	4. 50	4. 50	4. 50	0. 10
令和 6 年度	※	4. 60	4. 60	0. 10

※ 議会議員の皆様の期末手当について、協議をお願いいたします

<役職段階別加算について>

議員	特別職	一般職
期末手当	期末手当	期末・勤勉手当
15/100	村長 副村長 ……15/100 教育長	7 級、6 級…15/100 5 級……………10/100 4 級、3 級のうち係長 … 5 /100

議会全員協議会資料

清川村議会議員選挙の日程等について

令和6年9月18日（水）

総 務 課

清川村議会議員選挙の日程等について

令和6年9月2日の選挙管理委員会で、任期満了（令和7年4月30日）に伴う清川村議会議員選挙の日程を次のとおり決定しましたので、お知らせします。

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程等	選挙期日	令和7年4月20日（日）			
	告示の日	令和7年4月15日（火）※ 選挙期日の5日前			
	選挙会 （開票）	日時：令和7年4月20日（日）午後8時50分～ 会場：愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地 清川村住民センター集会室 （清川村役場庁舎4階）			
参 考	投票所 （予定）	当日	投票時間：午前7時～午後8時 投票所：2か所 第1投票区 清川村保健福祉センターやまびこ館 第2投票区 宮ヶ瀬地区住民センター		
		期日前	期間：令和7年4月16日（水）～同19日（土） 投票時間：午前8時30分～午後8時 投票所：1か所 清川村住民センター集会室		
	選挙人名簿 登録者数	（令和6年9月2日現在 定時登録）			
			男	女	計
		第1投票区	1,115人	1,073人	2,188人
		第2投票区	93人	74人	167人
		計	1,208人	1,147人	2,355人
	前回投票率	（令和3年4月18日執行）			
			男	女	計
		当日有権者数	1,262	1,194	2,456
		投票者数	864	864	1,728
		投票率	68.46%	72.36%	70.36%
問い合わせ先	清川村選挙管理委員会 選挙係長 阿部めぐみ 直通電話：046-288-1212 ファックス：046-288-1767 E-mail:senkan@town.kiyokawa.kanagawa.jp				

議会全員協議会資料

第3期清川村まち・ひと・しごと創生 総合戦略の策定について

令和6年9月18日（水）

政策推進課

第3期清川村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

1 経 緯

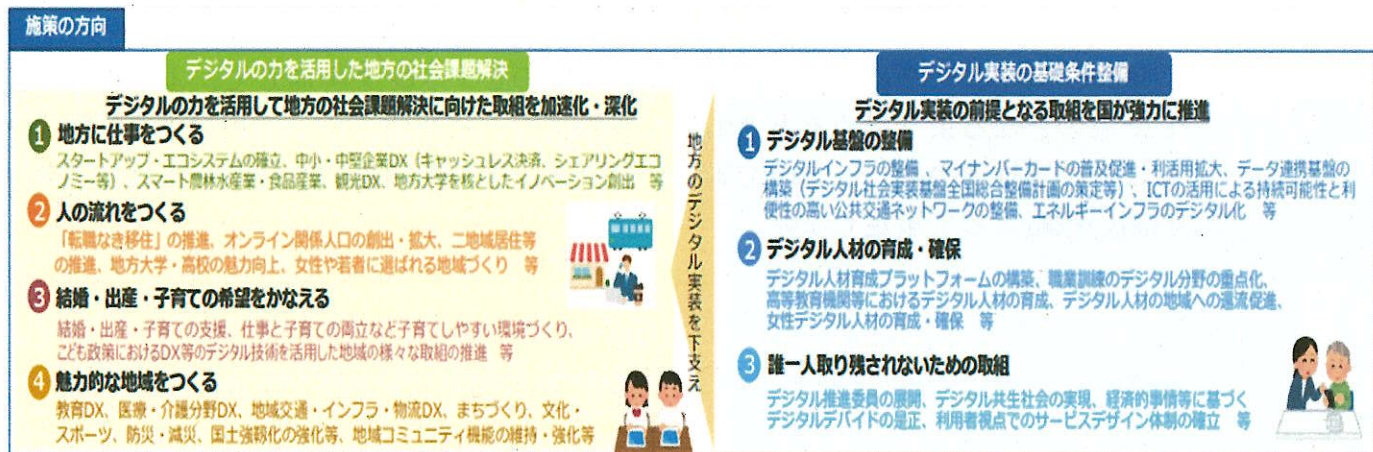
村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、平成27年度から平成31年度までを対象期間として「第1期清川村総合戦略」を策定し、また令和2年度から令和6年度までを対象期間とする「第2期清川村総合戦略」を策定して、持続可能な村づくりの実現に向けた取り組みを推進してきました。

第2期総合戦略は令和6年度をもって期間が満了となることから、国・県における総合戦略の策定状況や村におけるこれまでの総合戦略の成果、またデジタル技術の浸透・進展の時宜を踏まえ、時代の流れに応じた考え方を取り込みつつ、地域の特性や魅力を活かした地域ビジョンを再構築し、第3期目となる新たな総合戦略をこのたび策定するものです。

2 国・県の動向

（1）デジタル田園都市国家構想総合戦略

国では、テレワークや地方移住への関心の高まりといった社会情勢の変化を踏まえ、これまでの総合戦略を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」へと抜本的に改訂し、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決と、デジタル実装を下支えするための基礎条件整備を位置付けました。



（2）第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略

県は、国の方針を踏まえ、第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和5年度に策定しました。同戦略では、地域ビジョンを実現するための具体的な取り組みとなる4つの基本目標を定めるとともに、これらの基本目標に一貫する考え方としてデジタル技術の活用とSDGsを取り入れたものとなっています。

「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2024～2027年度）の全体像



3 村の策定方針

村の第3期総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」であることから、前項の国・県の動向を踏まえつつ、現在の社会情勢や村を取り巻く環境を的確に捉えて策定します。

また、策定にあたっては、関係各課・局とのヒアリングを通じて、より実態に則したものとなるよう努めるとともに、有識者などで構成する「清川村まち・ひと・しごと創生推進会議」において審議いただき、専門的知見などを取り入れた実効性の高い戦略として策定します。

4 第3期総合戦略（骨子案）の概要

（1）村づくりのビジョン（地域ビジョン）

これまで村では第2期総合戦略に基づき、人口減少や少子高齢化へ立ち向かうべく、地域資源の発掘や新たな魅力を創出しながら、子どもから高齢者の方までのあらゆる世代が活躍でき、安心して住み続けられる村づくりに取り組んできました。

これまでの多様な施策による成果をより一層伸ばすとともに、複雑化する行政課題に着実に対応し、これまで以上の成果を生むための新たな施策を積極的に展開していくため、第3期総合戦略においては、3つの基本的な視点を定め、これらの実現に向けたこれまでの施策効果の検証と新たな取り組みへの挑戦を推進します。

また、目まぐるしく変化する社会情勢に対応すべく国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や、国において持続可能な開発目標として決定された「SDGsアクションプラン」における視点を取り入れ、行政課題の解決に向けた柔軟かつ的確なアプローチを展開していきます。

【基本的な視点】

『 新たな時代を切り拓く “スマートビレッジ” の構築 』

- デジタル技術を活用し、地域課題を迅速に解決する
- 年齢・性別に関わらず、活躍できる環境を整備する
- 新しい時代に対応した、持続可能な地域を創造する

※スマートビレッジとは

これからの村づくりにおいては、「コンパクトビレッジ」の形成により得られた物理的・空間的な利点に加え、デジタル技術を活用することでこれらの生活基盤にどこからでもアクセスできる利便性を備えることで、誰もが快適に暮らすことができる地域を目指すとともに、新たな価値を創出し、持続可能な地域づくりに必要な機能を構築することを意味する造語です。

（2）基本目標の設定

地域ビジョンの実現に向け、第3期総合戦略においては、これまでの取り組みを継承しつつ、より発展的かつ次世代を見据えた4つの基本目標を設定し、従来の取り組みの継続及び強化、並びに新たな取り組みを推進します。

基本目標 1	働きたい“仕事”をつくる
長期にわたって村の人口流出を抑制し、安定した地域をつくるためには、誰もが安心して就労できる環境を創出し、安定的な地域経済を構築することが必要です。 村の自然を活かして農業・林業の活性化し、付加価値を創出することでの若者の就労意欲を高め、継続的に従事できる環境となるよう新たな視点から振興していきます。 また、積極的な企業誘導を推進し、本村の地域特性を活かした新たな産業の創出や創業促進による雇用機会の創出を目指します。	
基本目標 2	行ってみたい“魅力”をつくる
転出超過が続く現状を克服するには、新たな移住希望者を創出し、増やしていく必要があります。宮ヶ瀬湖や丹沢山といった観光資源のほか、都心や市街地からのアクセスの良さを強みとして来訪者を増やし、村の魅力を体感してもらう機会を積極的に提供することで、活発な人口の交流を促進します。 また、多様な暮らし方ができる拠点と環境づくりを推進するとともに、就労希望者のニーズとのマッチングを促進し、移住意欲の向上を図ります。	
基本目標 3	叶えたい“未来”をつくる
先の見通せない現代社会においても、次の時代を担う若い世代が将来に夢や希望を持つことができ、結婚、出産、子育て、教育に最適な場として選ばれる地域づくりに取り組みます。 また、全国的に若い世代の結婚比率や出生率が低下している現状において、結婚に対して前向きな感情を持つことができ、家庭を持ちたいという意欲を抱くことができる環境を創出します。	
基本目標 4	住み続けたい“地域”をつくる
2045 年には生産年齢人口と老年人口の逆転が予想され、村の人口構成比率はますます不均衡となっていく中で、地域コミュニティや公共サービス等の維持はますます困難な状況となっていくことから、若年層の帰村意識を高め、あらゆる世代が暮らしやすい地域づくりを目指します。 また、村が有する豊富な自然との親和性や村民相互のつながりを大切にする事で、村の歴史を後世に紡いでいく意識の醸成を図ります。	

5 策定までのスケジュール

日にち	内 容
6月	○ 庁内ヒアリング（1回目）実施 【内 容】 ・各施策・事業の方向性及び今後の展開などの確認作業
6月24日	○ 第1回まち・ひと・しごと創生推進会議 開催 【審議事項】 ・清川村人口ビジョン（改訂版）（素案） ・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（骨子案） → 第3期総合戦略の基本的な考え方及び地域ビジョン、基本目標の方向性について概ね了承。
8～9月	○ 庁内ヒアリング（2回目）実施 【内 容】 ・具体的な施策内容及び事業展開の検討
9月18日	○ 議会全員協議会への報告 【内 容】 ・第3期総合戦略の基本的な考え方及び地域ビジョン、基本目標の方向性について
10月	○ 第2回まち・ひと・しごと創生推進会議 開催 【審議事項】 ・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）
11月	○ 庁内ヒアリング及び幹部調整 【内 容】 ・推進会議からの意見などの共有 ・施策・事業の具体的内容の設定 ・全体的な方向性の補正
12月	○ 第3回まち・ひと・しごと創生推進会議 開催 【審議事項】 ・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）
令和7年1月	○ 議会全員協議会への報告
2月	○ パブリックコメント実施
3月	○ 策 定

議会全員協議会資料

第3期清川村子ども・子育て支援事業 計画の策定について

令和6年9月18日（水）

子育て健康福祉課

令和6年度第3期清川村子ども・子育て支援事業計画策定の実施について

1 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

また、本計画は、行政はもとより、家庭、学校、地域社会をはじめ、全ての村民がそれぞれの立場で子育て支援に取り組むための指針として、これまでの清川村における取り組みの継続性を保つとともに、さまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、第4次清川村総合計画や関連計画との整合性を持ったものとして定めます。

2 計画の期間

この計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

平成 27～ 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
子ども・子育て支援法（基本指針）						
【国】				こども基本法施行 こども家庭庁設立		
前期 計画	かながわ子どもみらいプラン（現行計画）					次期 計画
【神奈川県】						
第1期 計画	第2期清川村子ども・子育て支援事業計画（現行計画）					第3期 計画
【清川村】				ニーズ調査	計画策定	

3 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、令和5年度にニーズ調査（第3期清川村 子ども・子育て支援計画策定に向けてのニーズ調査）を実施しており、その結果と併せ、子ども・子育て支援法に基づく「清川村子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を進めています。

4 ニーズ調査の概要

本調査は、就学前児の教育・保育や子育て支援サービス等のニーズ量の把握とともに、子育て世帯の就労等の実態や要望を把握することを目的として実施しました。

令和6年2月26日から3月8日を調査期間として就学前児童の保護者を対象に配付し、対象者81件に対して回収件数56件、回収率69.1%の結果となりました。

5 「第3期清川村子ども・子育て支援事業計画」の計画策定スケジュール（案）

年 月 日	会 議 名 等	内 容
令和6年 2月13日	令和5年度第1回清川村子ども・子育て会議	○令和4年度子ども・子育て支援事業の実績等について ○第3期清川村子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施について
2月26日 ～3月8日	清川村子ども・子育てに関するニーズ調査の実施	○就学前児童の保護者対象 ○配付数81件、回収件数56件、回収率69.1%
9月3日（火）	令和6年度第1回清川村子ども・子育て会議	○令和5年度子ども・子育て支援事業の実績等について ○第3期清川村子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果による第3期子ども・子育て支援事業計画上の量の見込みについて ○第3期子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュールについて
9月18日（水）	9月議会全員協議会	○第3期清川村子ども・子育て支援事業計画策定について （ニーズ調査結果配付）
10月29日（火） 予定	令和6年度第2回清川村子ども・子育て会議	○「第3期清川村子ども・子育て支援事業計画」の骨子案について ○量の見込み（案）について
12月上旬	令和6年度第3回清川村子ども・子育て会議	○「第3期清川村子ども・子育て支援事業計画」の素案について
12月中旬	12月議会全員協議会	○「第3期清川村子ども・子育て支援事業計画」の素案及びパブリックコメントの実施について
令和7年1月	パブリックコメントの実施	○約2週間を予定
2月中旬	2月議会全員協議会 神奈川県への法定協議	○第3期子ども・子育て支援事業計画の確定
3月中旬	令和6年度第4回清川村子ども・子育て会議	○令和6年度子ども・子育て支援事業の実績等及び令和7年度子ども・子育て支援事業について

議会全員協議会資料

ごみの減量化・資源化の
推進について

令和6年9月18日（水）

環境上下水道課

ごみの減量化・資源化の推進について

1 一般廃棄物有料化についての国の動向

【廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針】

環境省 H17. 5. 26

【地方公共団体の役割】

- ① 適正な循環的利用や処分を進める上での必要性を踏まえ、広域的な取組を図るものとする。
- ② コスト分析及び情報提供を行い、分析結果を様々な角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努める。
- ③ また、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

2 厚木愛甲環境施設組合における一般廃棄物処理に関する計画

【厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画】H15. 12（計画期間：H10～H24）

※ 計画期間は、広域処理開始目標年度の平成 24 年度とした。

【計画の基本的な方向性】

ごみ処理広域化は、3市町村がともに抱えるごみ処理の課題に対応するために共同で調査・研究を進め、3市町村が共同でごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の建設・管理運営を行っていくことについて、平成 15 年 11 月、『一般廃棄物（ごみ）の共同処理に関する合意書』を締結し、翌年 4 月 1 日に厚木愛甲環境施設組合の設立を経て現在に至っている。

なお、平成 15 年 12 月に策定した「厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画」において、「ごみの減量化・資源化」及び「ごみの収集・運搬」に関しては、引き続き各市町村にて対応することとなっており、その推進に当たっては、3市町村が共通の認識をもって取り組んでいくことと示されており、厚木愛甲環境施設組合が建設を進める新ごみ処理施設の稼働が予定される令和 7 年度までに「ごみの分別区分の統一」をもって「ごみ質の統一化」を図っていくことが 3市町村間で確認されているところである。

※ 厚木愛甲環境施設組合管理者から構成市町村長への通知

【新たなごみ中間処理施設稼働に伴うごみの減量化・資源化の推進及び一般廃棄物の適正処理について（依頼）】R6.9.9

本施設の稼働に当たっては、環境負荷の低減や経済性を踏まえた適正な運用が求められることから、より一層のごみの減量化・資源化を推進するとともに、処理不適物及び産業廃棄物が混入することのないよう一般廃棄物の適正排出について、御協力をお願いします。

3 第6次清川村行政改革大綱について

【第6次清川村行政改革実施計画】R2.11（計画期間：R5～R7）

【健全な財政の推進】

各種使用料や手数料について、受益者負担の公平性の観点から、積算根拠を明確にし、受益者負担の適正化と費用対効果を念頭に有料化または料金改定の必要性を検討する。

- ① 粗大ごみの有料化
- ② 事業系ごみ処理の適正化、以下省略

4 清川村の一般廃棄物処理に関する計画について

【清川村一般廃棄物処理基本計画】H28.3（計画期間：H27～R12）

【ごみ有料化の検討】

村としては、ごみの分別区分、また、ごみの減量化・資源化の両面から改めて検証しているところですが、近年、村外から不法に持ち込まれ、村のごみ集積所に集積される事案が確認され、総量も一時的に増加傾向を示した経緯をもつ『粗大ごみ』に着目し、その排出方法や回収方法、また、公平な費用負担を求める「受益者負担の原則」に基づき、粗大ごみを排出される村民皆さんに収集運搬、中間処理等に要する経費の一部をご負担いただく有料化の検討を進めています。

【資源化等の目標】

区分	実績値（t/年）			将来目標値	
	H19	H26	R5	H33	H42
総排出量	1,101	1,068	914	907 t/年以下	886 t/年以下
一人一日排出量	854g	876g	840g	762g/人日以下	
資源化率	21.8%	29.4%	29.6%	30%	38%

※実績値の令和5年度は、最新年度の数値を追記しています。

5 厚木愛甲環境施設組合市町村負担割合一覧表

負担割合 適用年度	総ごみ処理量 (t/年)				負担割合 (%)		
	厚木市	愛川町	清川村	3市町村計	厚木市	愛川町	清川村
令和2年度	55,956	9,314	727	65,997	84.79%	14.11%	1.10%
令和3年度	55,725	9,332	720	65,777	84.72%	14.19%	1.09%
令和4年度	52,557	9,358	707	62,622	83.93%	14.94%	1.13%
令和5年度	51,206	9,124	704	61,034	83.90%	14.95%	1.15%
令和6年度	49,968	8,878	689	59,535	83.93%	14.91%	1.16%

※総ごみ処理量は、組合が処理する可燃ごみと粗大ごみの合計数量です。

6 厚木愛甲地区市町のごみ処理有料化（粗大ごみ）の状況

《参考資料》

市町	区分	手数料	戸別収集	備考
厚木市	粗大ごみ	500 円	5 点まで	戸別収集有
	特定粗大ごみ	1,000 円	5 点まで	戸別収集有
愛川町	戸別 粗大ごみ	500 円		
	大型粗大ごみ	1,000 円		
	持込 粗大ごみ	300 円		
	大型粗大ごみ	600 円		

7 粗大ごみの有料化に係るスケジュール（案）

R6. 9月 10月 11月 3月	○議会全員協議会への概要説明、意見聴取 ○環境審議会での審議 ○住民懇談会への概要説明、意見聴取 ○住民への概要広報、周知 ○有料化料金・収集・運搬等システム（素案）の取りまとめ
R7. 5月 7月 8月 9月 10月 11月	○庁内会議によるシステム素案の協議、意見聴取、最終案の調整 ○有料化料金・収集・運搬等システム（最終案）の取りまとめ ○環境審議会での審議 ○議会全員協議会への説明 ○村議会へ「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」改正案の上程 ○村議会で「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」改正案の審議 ○住民懇談会にて有料化料金・収集・運搬等システムの説明 ○住民へ有料化料金・収集・運搬等システムの広報、周知
R8. 4月	○改正「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の施行 ・粗大ごみ有料化のスタート
	※村広報紙・村HPへの情報提供、議会全員協議会への説明案件は、適宜行うものとする。

議会全員協議会資料

令和6年度清川村住民懇談会の実施
について

令和6年9月18日（水）

総 務 課

令和6年度清川村住民懇談会の実施について

村民の皆さんから広く意見や要望を伺い、村の施策や事業等に反映することにより、住民参加による村づくりを推進するため、次のとおり住民懇談会を開催します。

【日程及び会場】

開催日	時間	会場	対象想定区域（自治会）
10月10日(木)	19:00	宮ヶ瀬地区住民センター	宮ヶ瀬1～3区、札掛
10月15日(火)		柿坂自治会館	柿ノ木平、坂尻
10月17日(木)		せせらぎ館みどりホール	法論堂、古在家、曲師宿、荒井、谷太郎、寺家谷戸、下原、片原
10月18日(金)		中根自治会館	根岸、中里
10月22日(火)		八幡自治会館	大野、新屋敷
10月28日(月)		金翅自治会館	清水ヶ丘全区、金翅沖、金翅前
10月29日(火)		ふれあいセンター別所の湯	柳梅、別所、尾崎、宮野、御門、寺鐘
10月31日(木)		舟沢自治会館	上舟沢、下舟沢
11月1日(金)		WEB会場(zoom)	全域
11月2日(土)	14:00	せせらぎ館みどりホール	全域

※ 区域にかかわらず、どの会場でも参加は可能としています。

【対象】 村内在住者

【内容】 ・自由意見交換
・村からの情報提供 等

【周知】 ・村広報紙「きよかわ通信10月号」
・村ホームページ
・防災行政無線 等